

私立大学図書館協会西地区部会東海地区協議会 図書館管理・運営実務責任者会議会則

(根拠)

第1条 本会は、私立大学図書館協会西地区部会東海地区協議会（以下「東海地区協議会」という）会則第4条第1項により図書館管理・運営実務責任者会議と称し、事務局を幹事校におく。

(目的)

第2条 本会は、図書館の管理・運営に関する調査・研究を行い、その改善・協力と親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は第2条の目的を達するために次の事業を行う。

- (1) 会議の開催
- (2) 管理・運営に関する研究会・講演会の開催
- (3) その他幹事校において必要と認める事業

(委員)

第4条 本会に幹事校をおく。幹事校は、東海地区協議会理事校が担当し、その任期は2年とする。

(運営)

第5条 幹事校は、運営委員会を組織して本会の会務を処理し、その結果を東海地区協議会に報告する。

(経費)

第6条 本会の経費は、東海地区協議会からの支援費その他の収入をもって充てる。

(改廃)

第7条 本会則の改廃は、東海地区協議会の承認を必要とする。

(附則)

本会則は、2003年5月30日から施行する。

本会則は、2005年5月24日から施行する。